

整備地域の老朽木造住宅（軽量鉄骨造を含む）の建替えによる除却、設計等の費用を助成します

建替え助成

助成手続きの流れ

葛飾区

申請者

① 区への事前相談

② 助成の承認申請

建替え助成対象の承認

工事の契約

③ 工事の着手届

工事の着手

工事費用の支払い
建替え工事完了

④ 助成金の交付申請

助成金の交付決定

⑤ 助成金の交付請求

助成金の交付

2週間程度

令和8年2月27日

助成を受けるための要件		
□除却・設計監理・建築工事の契約前である		
◎除却する老朽建築物◎		
□葛飾区の整備地域内である（不燃化特区を除く。下記②又は別紙の地図をご確認ください）		
□主要構造部が木造または軽量鉄骨造である		
※2以上の主要構造部がある場合、建築物の延べ床面積の2分の1以上の構造部		
□耐用年数が2/3を経過したもの		
【木造：14年8ヵ月以上 木造モルタル：13年4ヶ月以上 軽量鉄骨造：18年以上】		
□除却する老朽建築物が一戸建て住宅、長屋又は共同住宅である		
※店舗等の用途を兼ねる場合、住宅部分の床面積が延べ床面積の3分の1以上		
◎建替え後の建築物◎		
□除却する住宅と同じ敷地の全部又は一部に建築物を建てること		
□耐火建築物又は準耐火建築物である		
□建替え後の敷地面積が66㎡以上である（66㎡未満の場合は、敷地面積の減少がないこと）		
助成を受けられる方		
□老朽建築物の所有者又は2親等以内の親族である		
□除却工事及び建替え工事の両方の経費を支払う		
□販売目的の建築物でない		
助成内容		
助成額＝1＋2の助成額		
1と2は合計で最大200万円まで		
1. 除却助成額		
ア、イのうち低い方の額		
ア：除却延べ床面積×32,000円/㎡		
イ：実際の解体工事費		
注）公有地に面するブロック塀等を有する場合、別途助成金がございます。		
2. 建築設計等助成額		
ア、イのうち低い方の額		
ア：要綱く別表第1の額		
イ：実際の設計・監理費		
注）面積は住宅部分に限ります。		
【計算例】		
除却面積60㎡、建替え後の面積が90㎡のとき		
1. 除却助成額		
ア：60㎡×32,000＝1,920,000円		
イ：1,600,000円		
イが助成対象額となります。		
2. 建築設計等助成額		
ア：90㎡以上95㎡未満…1,806,000円		
イ：1,200,000円		
イが助成対象額となります。		
注）共同住宅の場合、算出方法が異なります。		
1と2の合計額＝2,800,000＞200万円		
この場合、200万円が助成額となります。		

整備地域一覧	青戸	3丁目1～3番、8～10番 4丁目1～5番	堀切	1丁目～2丁目、5丁目の全域、3丁目1～24番 4丁目の全域(58番8～16を除く)、6丁目10番の一部
	小菅	2丁目1～2番、6・7番、5番の一部、8番の一部	東堀切	1丁目の全域
	立石	1丁目～4丁目の全域	宝町	2丁目5～9番
	東立石	6丁目1～8番、7丁目1～10番	西新小岩	1丁目の全域
	東西つ木	1丁目～4丁目の全域	新小岩	1丁目の全域
	四つ木	1丁目～4丁目の全域	※整備地域のうち不燃化特区を除く地域が対象 ご不明な場合はお問い合わせください	

No.	提出書類	注意事項・備考欄
①	葛飾区整備地域建替助成対象工事承認申請書	印鑑登録されているもので押印
②	事業計画書	記入例はく別紙2を参照
③	案内図	
④	公図の写し	インターネット版は不可
⑤	ア. 既存建築物の建築確認済証 イ. 既存建築物の登記事項証明書 ウ. 固定資産税通知書及び課税明細書 エ. 固定資産課税台帳及び土地・家屋名寄帳の閲覧による書類	ア～エの内、いずれか一つの写し インターネット版はイに限り可（照会番号が確認でき、かつ、発行日の翌日から100日以内のものに限る。）
⑥	ア. 既存建築物が所在する土地の登記事項証明書 イ. 固定資産税通知書及び課税明細書 ウ. 固定資産課税台帳及び土地・家屋名寄帳の閲覧による書類	ア～ウの内、いずれか一つの写し インターネット版はアに限り可（照会番号が確認でき、かつ、発行日の翌日から100日以内のものに限る。）
⑦	既存建築物等の配置図、平面図、面積表（除却範囲を記載）	
⑧	新築建築物等の敷地面積、建築面積及び延べ床面積が分かるもの	
⑨	敷地及び対象建築物の写真	
⑩	経費見積書	除却・設計監理費用がそれぞれ分離したもの コピー不可
⑪	印鑑登録証明書	委任状及び同意書がある場合は委任者、同意者のものを含む
⑫	建替え前後で敷地面積に減少がないことが分かるもの	新築建築物等の敷地面積が66㎡未満の場合に必要な 借地の契約書等
⑬	委任状	□既存建築物または建替え建築物が共有名義の場合 □既存建築物または建替え建築物が区分所有の場合 印鑑登録されているもので押印
⑭	同意書及び戸籍等の2親等以内の親族関係が分かる書類 除却する建築物が長屋の場合は、同意書及び同意者の権利関係がわかる書類	□既存建築物の所有者と申請者が異なる場合 □除却する建築物が長屋の一部の場合 印鑑登録されているもので押印

No.	提出書類	注意事項・備考欄
①	葛飾区整備地域建替助成対象工事着手届	
②	経費見積書（変更がある場合のみ）	除却・設計監理費用がそれぞれ分離したもの
③	請負契約書の写し	除却・設計監理で契約が別の場合はそれぞれの契約書の写し
④	工程表	
⑤	建設業許可登録証の写し又は解体工事登録証の写し	
⑥	工事請負者の建設業許可登録証の写し	建設業法施行令第1条の2に定めるものを除く

No.	提出書類	注意事項・備考欄
①	葛飾区整備地域建替助成金交付申請書	承認申請書に押印した印鑑
②	建築確認済証の写し	
③	建築確認申請書類の写し （一～五面、案内図、配置図、立面、各階平面）	
④	新築建築建築物の完了検査済証の写し	
⑤	新築建築物の登記事項証明書の写し	インターネット版は②～⑤に定めるものに限り可
⑥	新築建築物が所在する土地の登記事項証明書の写し	インターネット版は②～⑥に定めるものに限り可
⑦	工事中及び工事完成写真	
⑧	請負契約書の写し（変更がある場合のみ）	契約変更があった場合、積算書も含む
⑨	領収書の写し	収入印紙付
⑩	消費税額仕入税額控除確認書	

No.	提出書類	注意事項・備考欄
⑤	助成金の交付請求書	承認申請書に押印した印鑑

整備地域建替え助成金対象地域

